

## 様式第十三（第4条関係）

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日  
令和3年7月5日

2. 回答を行った年月日  
令和3年7月20日

3. 新事業活動に係る事業の概要

リユースサービスを提供する事業者（以下「当該事業者」という。）が、本サービス契約を締結した飲食店等を経営する事業者（以下「契約者」という。）に当該事業者の飲食器を引渡し、契約者は、店舗で商品販売時に顧客から商品代に加え、飲食器の利用料を徴収し、飲食器が返却されると利用料と同額の協力金を顧客に支払う。返却された飲食器は契約者が洗浄の上、繰り返し使用する。また、飲食器は、商品を購入した店舗を経営する契約者以外の契約者の店舗でも返却が可能である。

なお、契約者は、契約終了後、当該事業者の飲食器を当該事業者に返却する。

4. 確認の求めの内容

契約者が、顧客に商品を提供する際に顧客から飲食器の利用料を徴収して売上げとして計上し、契約者が経営する店舗または他の契約者が経営する店舗で提供された、当該事業者の飲食器が返却された際に協力金を支払い経費として計上する場合において、契約者が行う行為は、古物営業法第2条第2項に規定する「古物営業」に該当せず、契約者は古物営業法第2条第3項に規定する「古物商」に該当しないことを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

当該事業者の事業に関し、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する古物商が営む古物営業とは、法第2条第2項第1号に掲げる営業（古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であって、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの）であるところ、契約者が、当該事業者の飲食器の利用規約に同意した顧客に対し飲食器を貸与する場合において、飲食器1個当たり、契約者が当該事業者を支払う使用料と同額の利用料を顧客から徴収し、当該顧客から飲食器が返却された場合は利用料と同額の協力金を当該顧客に支払う行為については、「古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業」と認められず、法第2条第2項第1号に規定する古物営業に該当しない。よって、契約者は古物営業の許可を要する者に当たらず、法第2条第3項に規定する「古物商」にも該当しない。